

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年5月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200205 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300004 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 39 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 3 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は、実家のある A 町（現在は、B 市）に住んでいたが、国民年金に関する封書が何回か郵送されてきたため、平成 6 年頃、国民年金に加入しなければいけないと両親と話し合い、加入手続については、母親に同町役場で行ってもらい、保険料については、遡って納付できる分を納付したと思う。同町発行の縦長の納付書については、母親が同町役場の窓口で納付してくれたほか、私も母親に現金を用意してもらい、現在所持している横長の納付書とは別の納付書を使って、時期ははっきり覚えていないが実家近くの郵便局において一括納付した。納付した金額はおそらく 10 万円を超えていたかと思うが、納付した頃に母親と保険料を納付したことについて、話し合った記憶があるので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格取得の事務処理（資格取得日は、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 63 年 7 月 21 日）が平成 6 年 11 月に行われていることから、この頃に、請求者に係る加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、平成 4 年 10 月から平成 6 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった上、請求者が請求期間の保険料を納付したと陳述する郵便局は過年度保険料の納付場所とされていた。

また、請求者は、自身が納付した保険料に充てる現金について、家族の保険料を納付していた母親に用意してもらったとしているところ、オンライン記録によると、請求者以外の家族については国民年金加入期間において保険料の未納はな

く、請求者についても上述の加入手続が行われた以降未納はないことを踏まえると、母親の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、請求者から提出されたA町発行の平成6年度国民年金保険料（印紙購入代金）納入通知書兼領収証書（4月分から7月分まで）によると、請求期間直後の保険料については、上述の加入手続の頃（平成6年11月頃）に、請求者の陳述どおり、遡って同町役場において領収されていることが確認できる。

これらの記録及び状況が見受けられるところ、請求者は、請求期間に係る保険料納付について、現在所持する領収印が押されていない2部の過年度保険料に係る納付書（領収済通知書、領収控、納付書・領収証書の3枚セット）を提出した上で、別に取得した納付書を用いて、おそらく10万円を超えていたとする請求期間の保険料を郵便局で一括納付したとして本訂正請求を行っている。

しかしながら、上述の請求者の加入手続時期（平成6年11月頃）を基準とすると、請求期間のうち、平成3年4月から平成4年9月までの保険料は、既に2年の時効が成立しており、保険料を納付することができない。

また、請求期間のうち、平成4年10月から平成6年3月までの期間については、加入手続以後、過年度保険料として当該期間に係る保険料を納付することが可能であったものの、請求者は、保険料を納付した時期及び保険料額について明確な記憶まではないとしていることから、請求者が郵便局において一括納付したと主張する保険料が、当該期間のうち、いずれの期間に係る保険料であったのかを特定することは困難である。

さらに、請求者から提出された2部の過年度保険料に係る納付書について、1部は、納付書発行年月日が平成6年12月5日（納付期間は、平成4年11月から平成6年3月まで）とされ、もう1部は、納付書発行年月日が平成7年7月6日（納付期間は、平成5年6月から平成6年3月まで）とされているところ、オンライン記録によると、これら2部の納付書発行年月日より後の平成8年2月9日付けで納付書が再度作成された記録が確認できる。しかし、当該納付書を使用して納付できる保険料は、その発行時点で2年の時効が成立していない平成6年1月から同年3月までの保険料（31,500円）のみであったものと考えられることから、請求者の記憶する、おそらく10万円を超えていたとする保険料額とは相違している。

加えて、上述の請求者から提出された2部の納付書及びオンライン記録により確認できる平成8年2月9日付けで作成された納付書以外に、納付書が発行されたことを確認できる記録及び資料はなく、日本年金機構は、過年度保険料に係る納付書の発行に係るサイクルは不明と回答していることから、請求者が郵便局において一括納付したとする保険料に係る納付書が発行されたことについて推認できる事情は見当たらない。

このほか、A町の国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、B市は、請求期間に係る保険料の納付記録は確認できない旨回答している上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200248 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300005 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で約 3 万 6,500 円を納付した。領収書に押されていた担当者印の名前も覚えており、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、訂正請求をこれまでに 6 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約 3 万 6,500 円を納付したことは間違いなく、約 3 万 6,500 円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、再度、訂正請求（7 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求について、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月頃に行われ、被保険者資格を遡って取得（昭和 41 年 2 月）する事務処理が行われており、この加入手続時期に一部期間の保険料が現年度保険料として納付（9,900 円）されているものの、請求者は、加入手続時期に保険料として納付した金額は、約 3 万 6,500 円であったなどと主張している。この請求者の主張に対しては、i) 特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額について、請求者が、預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額とは、大きく相違していること、ii) 請求者は、当該金額について、どの月の保険料を納付したものであつたのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明であること、iii) A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったとして

いること、iv) 同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていること、v) 国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても、請求者が主張するとおりに保険料が収納された形跡は見当たらないことなどから、既に平成27年7月14日付け、平成28年10月5日付け、平成30年7月9日付け、令和2年6月30日付け、令和3年6月1日付け及び令和4年6月29日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、7回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200256 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300006 号

第 1 結論

平成元年*月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 44 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成元年*月から平成 3 年 3 月まで

私の国民年金については、請求期間当時は大学生であったため、20 歳になった平成元年*月頃に、母親が A 町役場又は B 組合（現在は、C 組合）で加入手続を行ってくれた。保険料についても、私が平成 4 年 3 月に大学を卒業するまで、母親が毎月、同組合で納付してくれていたと聞いている。

また、私と同様に大学生の頃、母親に保険料を納付してもらっていた妹については、20 歳から納付記録があるにも関わらず、私だけ 20 歳から納付記録がないのはおかしいと思う。母親が保険料を納付していたことについては、当時、年金委員だった方に聞いてもらえれば分かると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、大学生であったため、20 歳になった平成元年*月頃に、母親が A 町役場又は B 組合で国民年金の加入手続を行い、保険料も毎月、同組合で納付してくれていた旨陳述しており、母親も請求者と同様の陳述をしている。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続場所及び納付金額の記憶について、必ずしも明確ではない上、C 組合は、資料の保管がないため、請求期間当時の国民年金に関する事務の取扱いについては、分からない旨陳述していることから、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 町の国民年金被保険者名簿、並びにオンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳に記載の国民年金手帳記号

番号については、平成3年4月頃に払い出されており、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。この際、資格取得日を平成3年4月1日とする事務処理が行われており、このことは、請求者が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」欄において、請求者の資格取得日が平成3年4月1日とされていることとも符合する。

さらに、オンライン記録によると、請求者の資格取得理由については、「学生」とされており、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町の国民年金被保険者名簿において、いずれも「学」の記載が確認できることなども踏まえると、請求者については、制度改正により、学生が国民年金の強制加入対象者となった平成3年4月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものと考えられる。

以上のことから、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、請求者に対して納付書が作成されることはなく、母親は、請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、請求者は、私と同様に大学生の頃、母親に保険料を納付してもらっていた妹は、20歳から納付記録があるにも関わらず、私だけ20歳から納付記録がないのはおかしい旨陳述している。しかし、オンライン記録及び請求者から提出された妹に係る年金手帳によると、妹については、20歳到達時の平成4年*月に国民年金に加入していることが確認できることに對し、請求者は、上述のとおり、学生が国民年金の強制加入対象者とされた平成3年4月1日に加入しているため、請求期間は、国民年金に未加入であり、妹とは加入状況が異なることから、妹の保険料が20歳から納付されていることをもって、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたと推認することはできない。

その上、請求者は、請求期間に係る保険料納付の証言者として、当時、年金委員を行っていたとする者の氏名を挙げているものの、当該年金委員は、請求者の納付記録について、直接確認したことはなく、保険料の集金をしていたわけでもないため詳しい納付状況については、分からない旨陳述している。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。